

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（2件）	障 害 福 祉 課
・ 公有水面埋立ての竣功認可（2件）	漁 港 漁 場 課
・ 保安林の指定（2件）	林 政 課
・ 道路の区域の変更（2件）	道 路 維 持 課
◎ 公 告	
・ 登録販売者試験の実施	薬 務 行 政 室
・ 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（2件）	商 務 金 融 課
・ 測量の実施	建 設 企 画 課
・ 公開による意見の聴取の実施（2件）	建 築 課
◎ 人事委員会規則	
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局
◎ 有明海自動車航送船組合告示	
・ 有明海自動車航送船組合議会臨時会の招集	有明海自動車航送船組合

告 示

長崎県告示第514号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（更生医療・育成医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定を更新した。

平成29年7月7日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日
長崎県五島中央病院	五島市吉久木町205番地	心臓脈管外科に関する医療	平成28年12月1日

長崎県告示第515号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

平成29年7月7日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
さわやか薬局	佐世保市もみじが丘町40-37	平成29年7月1日
マリン薬局	長崎市浜口町3番16号	平成29年7月1日
いろは薬局	長崎市万屋町6-15	平成29年7月1日

長崎県告示第516号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

平成29年7月7日

長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立ての竣功認可年月日 平成29年7月7日
- 2 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名
名 称 佐世保市
所 在 地 長崎県佐世保市八幡町1番10号
代表者氏名 朝長 則男
代表者住所 長崎県佐世保市八幡町1番10号
- 3 埋立ての区域
(1) 位 置 長崎県佐世保市宇久町神浦3158番第3に隣接する道路から3147番に至る地先
(2) 区 域 省略（閲覧図書のとおり）
(3) 面 積 510.41平方メートル
- 4 埋立地の用途
道路附帯用地
- 5 埋立免許年月日及び番号
昭和57年3月30日付け長崎県指令56漁計許第80号
- 6 閲覧場所
長崎県佐世保市八幡町1番10号 佐世保市役所

長崎県告示第517号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

平成29年7月7日

長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立ての竣功認可年月日 平成29年7月7日
- 2 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名
名 称 佐世保市
所 在 地 長崎県佐世保市八幡町1番10号
代表者氏名 佐世保市長 朝長 則男
代表者住所 長崎県佐世保市八幡町1番10号
- 3 埋立ての区域
(1) 位 置 長崎県佐世保市宇久町神浦乙2009番から3064番2に至る地先
(2) 区 域 省略（閲覧図書のとおり）
(3) 面 積 2,789.96平方メートル
- 4 埋立地の用途
多目的広場、水路敷

- 5 埋立免許年月日及び番号
平成3年6月6日付け長崎県指令3漁計許第2号
- 6 閲覧場所
長崎県佐世保市八幡町1番10号 佐世保市役所

長崎県告示第518号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成29年7月7日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林の所在場所
佐世保市浅子町179の1（次の図に示す部分に限る。）、123の4、123の5、123の17、123の18、186の1、188の1、198の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
浅子町123の5・188の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、179の1
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び佐世保市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第519号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成29年7月7日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林の所在場所
対馬市豊玉町横浦字口細277の1から277の3まで、277の6、277の7、277の10、280の4、280の6、字中村315の1から315の3まで、315のイ第1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字口細280の6（次の図に示す部分に限る。）、277の1、277の2、277の6、字中村315の2（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第520号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年7月7日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道
路 線 名 382号
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
壱岐市郷ノ浦町東触字田ノ上695番2地先から 壱岐市郷ノ浦町東触字田ノ上683番2地先まで	前	14.3~23.7	39.2	
	後	10.6~12.2	39.2	

長崎県告示第521号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年7月7日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道
路 線 名 499号
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市以下宿町字後口馬2879番1地先から 長崎市以下宿町字後口馬2878番地先まで	前	19.1~26.1	54.8	
	後	22.0~30.7	54.8	

公 告

登録販売者試験の実施（公告）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、平成29年度登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成29年7月7日

長崎県知事 中村 法道

1 試験について

(1) 期日

平成29年12月17日（日） 10時30分から16時まで

(2) 場所

長崎大学教養教育講義棟（長崎市文教町1-14）

(3) 試験項目

試験は、午前及び午後の各2時間とし、以下の項目について行う。

午前（10時30分から12時30分まで）

医薬品に共通する特性と基本的な知識

人体の働きと医薬品

医薬品の適正使用・安全対策

午後（14時から16時まで）

主な医薬品とその作用
薬事関係法規・制度

2 受験申請手続

(1) 提出書類

- ア 受験申請書
- イ 写真票

写真（縦4.0センチメートル 横3.0センチメートル、無帽、上半身、6カ月以内撮影のもの）を貼付すること。

(2) 申請手数料

13,000円（長崎県収入証紙による。受験申請書に貼付すること。）

(3) 提出先及び提出部数

長崎市、佐世保市及び県外に居住する申請者は、長崎県福祉保健部薬務行政室（〒850-8570 長崎市江戸町2-13）に正本1部を、その他に居住する申請者は、最寄りの県立保健所に正副各1部（写真票は正本のみ添付）を提出のこと。

(4) 申請書等の提出期間

平成29年8月28日（月）から平成29年9月8日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。なお、郵送の場合は、平成29年9月8日付けの消印のあるものは有効とする。

3 合格発表

(1) 発表日時

平成30年1月30日（火）午前10時

(2) 発表方法

合格者の受験番号を県庁玄関に掲示するとともに、長崎県ホームページに掲載する。なお、電話による可否の照会は受け付けない。

(3) 合格通知書の交付

合格者には合格通知書を受験申請書記載の住所へ郵送する。

4 その他

(1) 詳細については、長崎県福祉保健部薬務行政室又は最寄りの県立保健所に問い合わせること。

(2) 受験申請書等を郵便で請求する場合は、宛先明記の返信用封筒（角形2号、A4サイズが入る大きさ）に請求部数に応じた料金の切手を貼ったものを同封の上、請求すること。外封筒の表書きには「登録販売者試験受験申請書〇部請求」と朱書きし、裏には差出人住所、氏名及び連絡先電話番号を記載すること。

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

平成29年7月7日

長崎県知事 中村 法道

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

S & B 葉山ショッピングプラザ
長崎県長崎市葉山一丁目28番15号

2 届出の概要

- ① 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更
- ② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更

3 意見書の概要

(1) 意見書を提出した者

長崎市長 田上 富久

(2) 意見書の内容

意見なし

4 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部商務金融課、長崎市商工部商業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

平成29年7月7日

長崎県知事 中村 法道

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ララプレイス愛宕
長崎県長崎市愛宕4丁目18番20号
- 2 届出の概要
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
長崎市長 田上 富久
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部商務金融課、長崎市商工部商業振興課

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県北振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

平成29年7月7日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
西海市 大瀬戸町	平成29年7月3日から 平成29年9月25日まで

公開による意見の聴取の実施（公告）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第9項ただし書の規定により許可をするに当たり、同条第14項の規定により公開による意見の聴取を次のとおり実施する。

平成29年7月7日

長崎県知事 中村 法道

- 1 意見の聴取の日時
平成29年7月11日（火曜日） 13時30分から
- 2 意見の聴取の場所
時津町役場第2庁舎4階大会議室（南側）
- 3 意見の聴取の対象建築物
 - (1) 建 築 場 所
西彼杵郡時津町浜田郷字冬切1762番10
 - (2) 建築主住所及び氏名
佐賀県佐賀市嘉瀬町大字扇町2480番地

- 西九州トヨタ自動車株式会社 代表取締役 石井 俊彦
- (3) 用 途 物品販売を営む店舗及び自動車整備工場
- (4) 構造及び規模 鉄骨造 2階建て

	建築面積 (平方メートル)	延べ面積 (平方メートル)
申請部分	1,981.39	1,859.32
申請以外の部分	0.00	0.00
合計	1,981.39	1,859.32

- (5) 工事種別 新築

公開による意見の聴取の実施（公告）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第5項ただし書の規定により許可をするに当たり、同条第14項の規定により公開による意見の聴取を次のとおり実施する。

平成29年7月7日

長崎県知事 中村 法道

- 1 意見の聴取の日時 平成29年7月11日（火曜日） 15時30分から
- 2 意見の聴取の場所 時津町役場第2庁舎4階大会議室（南側）
- 3 意見の聴取の対象建築物
- (1) 建築場所 西彼杵郡時津町浜田郷字神崎浦536番10 他3筆
- (2) 建築主住所及び氏名 西彼杵郡時津町浜田郷536-10
三菱電機エンジニアリング株式会社 長崎事業所 所長 有森 巖
- (3) 用 途 事務所
- (4) 構造及び規模 鉄骨造 4階建て

	建築面積 (平方メートル)	延べ面積 (平方メートル)
申請部分	351.66	351.66
申請以外の部分	777.13	2,997.62
合計	1,128.79	3,349.28

- (5) 工事種別 用途変更

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月7日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第12号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年長崎県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項中「総務部秘書広報局長」及び「秘書課参事」を削り、「自然環境課参事（企画調整担当） 福祉保健部医療監 福祉保健課参事」を「自然環境課参事 福祉保健課企画予算班参事」に、「ねんりんピック推進課参事」を「医療政策課医療監」に、「人事課課長補佐」を「人事課課長補佐 新行政推進室課長補佐」に、「福祉保健課総務・予算班課長補佐」を「福祉保健課総務調整班課長補佐」に、「秘書課係長」を「秘書課秘書班係長」に改める。

別表知事部局の部振興局の項中「総務課総務第一係長」を削る。

別表出納局の項中「指導監」を削る。

別表備考第3号から第5号までを次のように改める。

3 農村整備課参事とは、計画調整班、技術情報班を除く参事をいう。

4 管財課管理班課長補佐とは、班を総括する課長補佐1名をいう。

5 政策企画課企画班課長補佐とは、班を総括する課長補佐1名をいう。

別表備考第7号を次のように改める。

7 振興局課長とは、保健部の衛生環境課、地域保健課、衛生課及び環境課の課長、農林部の衛生課、防疫課及び検査課の課長、農林水産部の衛生課、防疫課及び家畜衛生課の課長、県央振興局農林部課長並びに市町へ派遣されている課長を除く課長をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市江戸町二番十三号

有明海自動車航送船組合告示

有明海自動車航送船組合告示第2号

有明海自動車航送船組合議会平成29年第1回臨時会を平成29年7月14日午後1時熊本市に招集する。

平成29年7月7日

有明海自動車航送船組合
管理者 西田 寿美生

電話代表
直通 (八二四)
(八九五) 二二一
二二一
二一六

印刷所
印刷人
長崎市田中町四二二一

川口印刷株式会社
川口 福太郎